

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

- 自己資本を構成する主なものは、コア資本です。
- コア資本は会員の皆様からお預かりしている出資金や、利益剰余金、一般貸倒引当金があります。
なお、当金庫では偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っております。

(単位：百万円、%)

項目	平成28年度		平成29年度	
	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	37,894		39,189	
うち、出資金及び資本剰余金の額	838		846	
うち、利益剰余金の額	37,106		38,393	
うち、外部流出予定額(△)	49		50	
うち、上記以外に該当するものの額	△1		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	740		434	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	740		434	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,635		39,624	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	138		230	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	138		230	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	13		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に該当するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に該当するものの額	-		-	
特定項目に係る15%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に該当するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	152		230	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	38,482		39,394	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	141,794		145,585	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,625		△5,675	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,625		△5,675	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,704		9,378	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	151,498		154,963	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	25.40%		25.42%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関し、自己資本比率は国内基準の4%をはるかに上回っております。
また、金融業界でも高位に位置し、当金庫の健全性、安全性を示すものとなっております。
- 特定のポートフォリオヘリスク・アセットが極度に集中していることはなく、リスクの分散を図っております。
- 自己資本充実策については、年度毎に掲げる諸計画に基づいた業務活動から得られる利益を着実に積上げることが重点としております。
- 自己資本の充実度に関する評価については、当金庫が整備している統合的なリスク管理態勢の下で実施しております。
具体的には、「信用リスク」・「市場リスク」・「オペレーショナルリスク」の3つのリスクに対して各々資本配賦を行い、計量化したリスク量が配賦した資本の枠内にコントロールできるよう運営を行っております。
また、ストレステストで計測した各種のリスクが同時に顕在化した場合を想定し、その場合の自己資本の毀損度を把握しております。現状、ストレス時の自己資本比率も国内基準4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていき水準であると自己評価しております。

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	141,794	5,671	145,585	5,823
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	148,407	5,936	151,250	6,050
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	501	20	500	20
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	830	33	760	30
我が国の政府関係機関向け	2,774	110	2,564	102
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	25,164	1,006	25,655	1,026
法人等向け	43,899	1,755	44,987	1,799
中小企業等向け及び個人向け	29,151	1,166	29,742	1,189
抵当権付住宅ローン	5,115	204	5,031	201
不動産取得等事業向け	12,355	494	12,991	519
3ヵ月以上延滞等	141	5	126	5
取立未済手形	6	0	9	0
信用保証協会等による保証付	636	25	711	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,259	50	2,011	80
出資等のエクスポージャー	1,259	50	2,011	80
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	26,570	1,062	26,157	1,046
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	13,128	525	11,375	455
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,064	82	2,064	82
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	965	38	864	34
上記以外のエクスポージャー	10,411	416	11,852	474
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6,625	△265	△5,675	△227
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12	0	9	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,704	388	9,378	375
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	151,498	6,059	154,963	6,198

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

資料編

資料編